

## 高砂市 養会だより

## 発行 高砂市議会

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1 TEL(079)442-2101内(4330) (079)443-9051(直通) 編集:市議会だより編集委員会

2008年(平成20年)2月



③ 一般質問 議案概要 12月定例会の日程表

市民病院経営改善対策 特別委員会報告書

決算認定について

決算特別委員会審查報告書

主な内

2ページ

12月定例会のあらまし



般

10日間開催しました。 12月定例市議会は12月10日から12月19日まで、

今期定例会は、市長が病気療養のため、

例会に続き不在で行われました。 条例議案3件、予算議案5件の、 に提案された議案の提案理由の説明がありました。 今期定例会では報告議案3件、 まず冒頭、市長職務代理者副市長から今期定例会 15議案について 事件議案4件、 9月定

る質問を行いました。(質問要旨は3頁~7頁) 細に審査を行いました。 一般質問では、10人の議員が、 市政全般に対 व

では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、

本会議で熱心に質疑を行い、

委員会

提案があり、

り、特別委員会の調査は終了いたしました。 院経営改善対策特別委員会の報告が委員長からあ 書は8頁~9頁) 平成18年12月定例会において設置された市民病 (報告

案された条例議案、予算議案及び人事案件を審査の委員長報告と討論採決を行い、その後、追加提 決を行いました。(結果及び報告書は11頁~12頁) 特別委員会の審査が終了し、委員長報告があり採 ていた平成18年度各会計決算認定については決算 9月定例会で提案され、 最終日には委員会に付託された各議案について 採決を行い、 全て可決されました。(人事案件 閉会中の継続審査となっ

## 今定例会での議案概要

## 可決した事件議案

訴えの提起について

と「兵庫県後期高齢者広域連合に関する条例につ

「工場立地法の緑地面積の緩和について」

<u>ر</u>

の報告があり、

質疑を行い、

閉会しました。

その後、

加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散について 加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散に伴う財産 処分について

加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散に伴う事務 の承継について

## 可決した条例議案

高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例 高砂市立学校条例及び高砂市立学校施設使用条例の -部を改正する条例

高砂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する

### 補正予算案の主な事業

15日(土)

休

会

16日(日

休

会

14日(金)

般質問

13日(木)

質疑

12日(水)

質疑

11日(火)

休

会

庁舎等整備事業 福祉医療事業 ごみ焼却施設運営管理事業 道路新設改良事業 JR宝殿駅バリアフリー化事業 宝殿中学校組合運営事業 文化財保護事業

## 陳情

### 採択

医療費の総枠拡大を求める陳情 保険でよい歯科医療の実現を求める陳情 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止す るための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書

### 不採択

後期高齢者医療制度の実施凍結と抜本的改善を求め る陳情

国に対して「後期高齢者医療制度」の見直しを求め る意見書の提出を陳情します。

「後期高齢者医療制度」に関する意見書採択を求め る陳情書

会

期

「小規模工事契約希望者登録制度」創設の陳情書

12月10日(月)

開会、

市長職務代理者

副市長の提案理由の説明

下さい。 こ利用下さい。 なお、インターネットでも会議録の閲覧検索が可能ですので、 (12月定例会の会議録は3月に完成する予定です。)

ており、2回までの再質問が認められています。

市政全般に対する

一般質問は、

高砂市議会では、

人15分となっ

「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に収められていますのでご利用

くわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている

19日(水) 18日(火) 17日(月) 特別委員会 各常任委員会審查 各常任委員会審查

委員長報告、 討論採決

諸報告、

閉会

平成19年12月 12月10日(月)~19日(水) 10日間

## 児童: 生徒の安全確保に つ 61 7 ほ

か

藤森

誠

市

市政推進を強く要望する。 副市長はじめ職員一丸での 市民の不満の声が高まる中 初めに、 10月16日加古川市別府 市長不在が続き

えるが、当局の対応を確認 策を早急に実施すべきと考 同類の殺傷事件への防犯対 している。本市においても、 内や関係団体との協議を進 古川市では発生直後より庁 われる傷害事件が続発し加 年生の女児2人が暴漢に襲 月9日には尾上町で小学2 数々の防犯対策を実施 町で小学2年生女児が 殺害される事件が、12

全市挙げての対策を検討し 推進連絡協議会などを通じ 庁内協議や本市生活安全

応等、 市全体として取り組 庁時の職員による不審者対 公用車の庁外使用に際して 高砂警察署との密なる連携 後5時の児童帰宅促し放送、 線を通じた市内全域への午 ルの巡回強化、防災行政無 答 市としての対策を協議 職員の巡回、出勤及び退 事件翌日の早朝に高砂 し、青色防犯パトロー

置うか。 通学路の安全確保はど 通学路の

> はどうか。 変更や校区変更を検討して

|保護者の見守り、特に

検討を重ねている。 を行っている。 校区の変更 保護者と協議しながら変更 である場合は、その都度、 点検等も行い、 行っている。 登下校に向けた取り組みを については、 教育委員会で |地域の方々の見守り等 によって安全・安心な また通学路の 変更が必要

防犯体制は図られてい 自治会や各種団体との

をどう進めるのか。 全市民への協力要請など

敷いていきたい。 協議し、共同の防犯体制を 20の協議会を今後設置し、 |自治会及び各種団体と 情報交換あるいは関係 協力要請等について 関係機関、

えるが、当局の見解は。 員の資質向上が最優先と考 管理職選任は年功序列的 効率的な市政運営に向 け、庁内体制改善や職

財政が改善されない中、

でなく能力主義にすべき。 |重視した横並び的な昇 これまでの年功要素を 進制度からの脱却を図

りつつ、選考による昇任人

の登用を可能にする制度 働き甲斐のある職場づ

べき。

活用して、職員の能力、 び評価のフィードバックなど、 活力ある組織づくりを目指 績を、 給与は昇任に反映し、 目標管理や勤務評定制度を 員の人材育成や資質の向上 評価制度の適正な運用や職 己評価、評価者との面談及 納得性を確保するため、自 に取り組んでいる。 今後は、 施しており、評価の公平性、 |職に目標管理及び勤務 評定制度を試行的に実

当業務が市民のために 部や課の数と各部の担

今も

い、組織改正に向けて さらに業務の検証を行 進めてまいりたい。

の移行に取り組んでいきた 適正な選考を前提に、昇任 を活用し、人材育成に努め、 事を現在行っており、 者を厳選し、意欲ある人材 は目標管理や勤務評定制度 今

勤務評価を徹底実施す くりのため公平公正な

していきたい。 、平成17年度より、管理

運営されているか。

本体の財政も

## 民病院 の経営再建に つい

期健全化と再生に関する各 務づけられます。 の指標でも基準を超えた場 指標の基準が公表されまし 財 平成20年度決算で一つ 再建計画の策定が義

比率が適用され、

も26億円の財源が必要です。 益では、 いためには、 は必至です。 収益に対する資金不足比率 過去の分だけでなく、 の基金総額に相当します。 まれています。 は約55%に上昇すると見込 支で資金不足25億円、医業 該比率は約76%に達するの これは本市の18年度決算で

以上の赤字発生を早急に止 毎日300万円近い赤字が 危機に陥ります。 めなければ、 発生し続けています。 これ

政健全化法における早 来年度予算で26億円の 財源確保は可能ですか。

した。市民病院の19年度収 化基準は20%と決定されま 企業には会計別に資金不足 その健全 地方公営 るいは公立病院のガイドラ 的に勘案して、今後、 いる。そういったものを総合 インといったものが示されて 全化基準といったもの、 具体的な数字を決めていき '院の経営実態、 )20年度の予算編成、

|赤字要因の分析が必要 ではないか。

益の減。 う患者の病院離れなどが上 最大の要因と分析している。 よる医療費負担割合増に伴 在の診療科における入院収 科医師の減少、常勤医師不 た常勤医師。三つ目には、内 制度発足に伴い、半減をし 質医療費の引き下げの影響。 二つ目には、新臨床研修医 医業収支の均衡が存続 診療報酬改定による実 一つには、2年ごとの 医業収益の減少が 四つ目には、 国に

20年度に少なくと

現在の医業収 基準を超えな

20年度の当

7

木谷 勝郎

答けては、 討をしてきたところである。 整理する必要があり、 ために、健全化計画でも検 |現に存在する不良債務 どこかで

財政健

病

規改正の意思はありますか。 (本) では、地方公営企業法第で理者の設置について 限を保障するため、 |病院管理者の実質的権 例

その

されており、 規程等で定めておくことと 選任については、 定めている。 者の指定に関する規程によ 病院事業管理者の職務代理 の代理規定により、高砂市 た、地方公営企業法第13条 の2に規定をしている。 の場合、高砂市病院事業の あると理解している。 については管理者と同じで 条に規定する職務代理者の 設置等に関する条例第3条 4条の趣旨により、 高砂市 院長等を代理者として なお、 代理者の権限 あらかじめ 法 第 13 ま

ては、現在のところは考え 規程の改正につい

の条件ではないか。

## 自治体 病院の経営改善

ほ か

砂川

辰

義

高齢者に負担増と差別医療をもたらす

ることは適当でないとの声も 革指針の集中改革プランも 標が必要なのも事実です。 あるが、検討するための指 ガイドラインによって判断す 進行中である。 全国一律の く必要はあるが、新地方行 県とも十分検討協議してい た。具体的な作業は、今後、 ガイドライン案を提示しまし 懇談会は、自治体病院 総務省の公立病院改革 の経営改革についての

見直しについて伺いたい。 ネットワーク、 経営形態の ている、経営効率化、再編 このガイドラインに示され このガイドラインの、

|公立病院の目標値、医

について伺いたい。

必要である。 目標値として置いていきた ということから、 保、支出の抑制、これらが 6%、これが平均値である あるいは経常収支比率の93・ そのために、 業収支比率の88・5% 収益の確 ある程度

るいは加古川市民病院の機 を重点とした病院であるの く必要がある。特に、内科 高砂市民病院も見直してい 能分化、特化にあわせて、 における県立加古川病院あ 再編ネットワークについて 東播磨二次医療圏の中 それらを踏まえて検討

B

第146号

する必要がある。

ている。 必要があるというふうに考え 態を含めて見直ししていく ては、平成24年度までの間 経営形態の見直しについ 必要があれば、経営形

# 5歳児健診の推進につい

診断も他市であります。 早 5歳児健診で疑いがあると ために、5歳児健診の導入 期発見で子どもたちを救う は指摘されていなかったが、 告によれば、 3歳児健診で 味を持つ。 厚生労働省の報 誾 健診までの期間が発達 障害にとって重要な意

討していきたいと考えている。 もう少し経緯を見ながら検 答デル事業の位置づけで あり、本市においては、 厚生労働省においてモ

# 全性について子どもたちの通学路の安

ますが、道路幅員が狭く困 険な箇所の対策はされてい 難も事実です。 故の発生が懸念される危 高砂市内において、 交通

> 問 の対応につい 歩道の確保に苦慮箇

ている。 や通行規制等も含め対応し 機関と協議の上、一方通行 治会の理解のもと、各関係 |通学時に問題がある箇| |車両交通量が多い等で 所については、 地元自

カラーリングに 歩道のカラー

払えない人か

が見込まれる箇所について ついて検討をしていきたい。 今後、視覚的な対応に |舗装を行うことは困難 すべての通学路にカラー ではあるが、特に効果

が、児童生徒の通学の学校、PTA、地元住民 を行っている通学路の 実態について。

あげるように求めます。

りる。 規制等の交通規則の強化を に対し通学路の一部に通行 警察が決定をして

|の設置等を行うととも | 啓発を行うための看板 に、警察への取り締ま

뱜

を対象に高い保険料を年金

間 部議装、カ 通学路、

グリーンロードの規制

要望し、 安全確保のため、警察

への対策について。 通行規制を守らない

くので、

理解をいただきたい。

増進に向けて取り組んでい

り強化の要望も行っている。 答

> 得税、 高齢者は、 住民税の増税 一昨年の所

**高齢者医療制度」** 

の中止を求める

ほか

「後期

大塚

好子

国保料、 げなどあいつぐ負担増に苦 げ医療費の窓口負担引き上 しめられています。 そんな中、75歳以上の人 介護保険料の値上

制度の中止を求める意見を て許すことができるのか国に す。このような医療制度黙っ でも例がない最悪の制度で 保険で受けられる医療に差 らは保険証を取り上げる。 から天引し、 制限を持ち込む。世界

答この制度は、 より高齢者の医療・福祉の ためという大きな目標があり、 持続可能なものにしていく たって医療保険制度を 将来にわ

由」などにより妊娠してから 検査です。 問 の健康を守る不可欠な 妊婦健診は母体と胎児 近年「経済的理

> います。 ないか。 伴います。 5 率も高くなり非常に危険を 迎える未受診分娩が増えて 回以上の助成をすべきでは 回だけの助成です。 知しています。 健診の公費負担は最低でも 一度も健診を受けず出産を 回は必要」と自治体に通 未受診出産は死亡 厚労省は「妊婦 高砂市は1 最低 5

健診受診の機会促進を図る 観点から有効な方策を考え なければならないが、 答 県行革による補助金制 妊婦

行政の役割について 多重債務者救済における

用し、 多重債務に陥っています。 現在、 00万人がサラ金を利 その約200万人が 全国で約1、6

活するのが精一杯ですから ラ金などの返済を優先し生 入から取り立ての厳しいサ 多重債務者は限られた収

> てもらつ取り組みを求めます。 過程で滞納の納付を約束し 連携して問題解決をはかる 務窓口を一元化し専門家と なっています。 公共料金など滞納の原因に 国民健康保険料や住民税 市が多重債

答 平成20年度からは、 も全庁的に連絡調整をとり 課とも関係するため、 や生活相談を含め市役所各 ながら対応していく 債務に関する問題は、 窓口で受けていくが、 重債務相談を市民相談 今後 多重 滞納 多



,通過車両の7%につい

## 第146号 🐠

## 地域道路」は必要かんダな公共事業削減の 地域道路」 の時代に 「播磨臨海

小松

美紀江

大きな公共と小さな政府、

滞納問題に

うい

7

井奥

雅樹

「姫路バイパスの渋滞」 臨海道路の必要性に

渋滞はもっとひどくなり到 からの車が増え、市街地の 消されても、さらに山陽道 増える。 あり、有料なら渋滞はさらに ないが見解を求めます。 底解消されるとは考えられ を上げているが 迂回路で 答の機能を有しており、国道2号バイパスとし 仮にバイパスが解

いると考えている

を向上させる機能も有して 機能及び地域産業の競争力 両の進入を防止するための 通学路や住宅地への迂回車

少なくとも30%以上はある 国道への振り替えの方策を と言われており山陽道や中 なく正確でない資料です。 「キロ台数」を計算してい ているが台数計算のみで |はりま道しるべには、 通過交通が7%になっ

山陽道への振り替えに効

考えるべきではないですか。

ある。 国が調査した通過交通量で

# 財政負担と環境が破壊さ

が見解を求めます。 が深まっていくと考えます らけの計画で市民との矛盾 あまりにもずさんな問題だ に莫大な財政負担となる。 高架道路が出来れば自 また将来、改修保全 景観、 環境が破壊

右されることが考えられる。 ては、ルート、構造等で左 に検討していかなければな とであり、行政として十分 らない事項であると考える。 答害への対応は重要なこのがでは重要なことで、公 建設に伴う事業費につい

路をつくり渋滞を引き起こ つづける限り「渋滞の悪循 真剣に考えなければならな たなしの時代に私たちが今 時ではないでしょうか。 これは地球温暖化が待つ に陥り、また新しい道 「自動車依存」の社会を

高い国保料の引き下げを 源は国が国庫補助金を 国保料が高い最大の根

域を一つのエリアとして、 答うixi 播磨臨海地域全

> う市は強く国に求めるべき 削減したことにあり、国の ではないでしょうか。 責務 (国保法) を果たすよ

い る。 の廃止等、毎年要望をして 交付金の減額措置について ,国庫補助の増額、 いは収納率による調整 ある

求める。 |低所得者に減免制度を

| 全負担により、均等割額 て措置をしている。 を軽減するなどの制度とし ,県から4分の3の公的

# 世よ 資格証明書の発行を中止

の改善を求める。 げを中止すべきで発行基準 帯には国保証の取り上 乳幼児、 母子などの世

ている。 納付相談の中で、 ない滞納者に接触を図り、 も、1年以上納付をしてい なっている。本市において 書を交付するものとすると がある方については、資格 をしており、1年以上滞納 ,資格書の交付基準につ いては、国保法で規定 対応をし

## はもっと豊かに 行政はスリムにサービス

営化の提案をうけました。 案型公共サービス民営化制 事業に対して、 千葉県我孫子市では 」として1100以上の 民間から民

はありませんか。 やるべきこと」など業務仕 がやるべきこと」「民間が と思うが、洗い出して「市 分けをきちんと行うつもり

ていきたいと考えている。 民間移行により市民サービ 可能性の高い事業、または、 手を検討する予定をしてお サービス業務委託等の検討 画的に民間委託等を実施し ながる事業については、計 スの向上、経費削減等につ 公共サー ビスの最適な担い 移行の可能性調査を行い、 務事業についての民間への を行っており、すべての事 答 市民サービス向上検討 その結果、民間移行の

# ヤサシサ系で

高砂市にも同様に11 00以上の事業がある

ない問題であると考えてい の守秘義務の関係から、慎 税法あるいは地方公務員法 あるかもしれないが、地方 重に取り扱わなければなら 一定の滞納抑止効果が

れはもう公平・公正の観点 滞納整理については、こ

# 滞納問題はキビシサ系と

情などは相談業務でヤサシ の原因たる貧困や家族の事 者にも厳しく」です。滞納 因にも厳しく、 私のスタンスは 悪質滞納者にはキビシ

悪質滞納 「滞納の

悪質者へ行政サービス停止 さらに踏み込みました。 表を行っています。すでに や差し押さえをした上で、 極の手段として氏名公 福井県の美浜町では究

答していた。 ができませんか。 の公表やひどい悪質な人10 人から徴収するということ 高砂市もせめて滞納状況

いとは思っている。 ならない、解消に向けて最 から、滞納についてはぜひ 大限努力しなければならな ともなくしていかなければ

進んでいますか。 べきと思いますが、 ている人、すなわち悪質者 を自分たちだけでも把握す を寄せて複数滞納をし 複数の担当部から名前 研究は

サ系で対応するべき。

考えている。 慎重に対応していきたいと 令等の調査を行いながら、 いては、体制の検討及び法 とから、その取り扱いにつ ればならない課題があるこ 答 滞納情報の共有化につ



## 5 年振りの菊花展、

て 漁業祭のイベントに関し 5年振りの菊花展、 当初の目的は達成でき 農林

降のイベント計画は ましたか。また来年度以

得て開催をしていきたい。 幅広い市民等の参加協力を 工夫を行うことによって、 たと考える。今後は、創意 図るという目的は達成でき 理解と協力を求めるととも 市民に農林水産業に対する 考えている。農林漁業祭は、 当初の目的は達成できたと 工夫して実施したところで 農林水産業の活性化を 係団体及び出品者によ る役割分担を行うなど、 菊花展は、市、財団、 経費の削減にも努め、

# 青色防犯パトロール車に

増車も検討すべきでは。 反応などの成果は。 の事件発生状況からすると を導入しましたが、防 |本年度にはじめて1 犯・防災効果や市民の 近隣市

車を活用したパトロールに ための組織づくりや、 る連携のもと、情報交換の 全に寄与していると考える。 市内の各種団体との密な ]で、市民の皆さんのご市内全域を巡回する中 理解もあり、 地域の安

 $\odot$ 

第146号

ろである ついて検討をしているとこ 農林漁業祭のイベントに関し

7

ほ

か

横 Ш

義夫

道

路

## 災につい 県公営住宅米田団地の火

広域行政も視野に入れる必 員だけで充分か。 要であり、市消防職員の人 火災の場合、 曜日・日曜日の休日や 今回の火災のように士 深夜での中高層ビルの はしご車も必 近い将来、

等の周知を行い、非常招集 により応援隊の編成を行っ 特殊災害等については、メー となるが、大規模災害及び .配信により全職員に火災 ]日勤職員がいないため、 限られた人員での活動 休日・夜間において、

広域化推進計画が策定され枠組み等を織り込んだ消防 画を受け、 ている状況であり、その計 具体的に協議をしている。 現在、 兵庫県において、 県、 関係各市と

## 消火栓について

画は 端に少ない。今後の設置計民間の住宅地に比べ極 する市の消火栓の数は、 米田団地の火災に対応

慮し計画したい。 ||な場所への設置は、水消防活動上、特に必要 道管の布設がえ等を考

## ついて 報知器) 住宅用防災警報機

べきと考えるが、設置計画置してから市民に要請をす 市が市営住宅に率先して設 期間は平成23年6月と、既存住宅に対する設置 されているが、 まず、

1万円を見込んでいる。 については、1戸当たり 予定であり、 平成22年度までに全戸 (225戸) 尸当たり約設置経費 施工する

要もあるのでは。

# 昇任・昇格に伴う人件費

の原資をある程度固定するか。民間会社での人件費増 市の人件費増の管理はどう 昇格の原資を設定している。

があらわれている。 革による昇給の延伸の効果 とともに、高砂市独自の改 た新たな給料表に改定する 平均4・8%減額され一部には、18年度4月に実施した

度改正、他市の動向に配ていないが、今後も国の していきたい。 慮制

の設置義務化に

及び概算費用は。

# 増について

修繕計画を策定して、

橋梁

の安全・安心を確保したい

いか。という考え方も必要ではな めに定期昇給・昇任・急激な上昇を抑えるたけ間会社では人件費の

現在、具体的なものは考え原資の固定については、

(火災 

現在、

ものはすでに建設から 損傷が目立ち 高度経済 50 年 橋梁 平成25年度までに長寿命化 図りつつ、 けかえに係る費用の縮減を 化並びに橋梁の修繕及び架 安全性、 るとともに、 ことを目的としている。 の対応状況も見ながら、 市においても、

信頼性を確保する

地域の道路網の

39 橋、 す。 国土交通省では各地方団体 延長7、658mとありま 統計書に依れば7年度末現 さて、平成18年度高砂市 内訳は国道21橋、 橋梁総数368橋、 市道308橋です。

と考えている。

農地の遊休化について

さい。 今の高砂市の考え方、 画をつくらねばなりません。 象となる為、 の取り組み計画等お示し下 と架けかえのみが補助の対 計画に位置づけられた修繕 成する制度を創設しました。 しっかりと計 今後

従来の事後的な修繕及 長寿命化修繕計画 Ιţ

市民の人々も増えるでしょ 栽培を希望する若い高齢者

馴染む、

園芸植物や野菜

転じて自然に親しみ、

土

橋 の安全・ 安心対策 ほ

か

北畑

徹也

道路橋の安全・安心対策 道路橋梁は古い び架けかえから、 修繕及び計画的な架けかえ 円滑な政策転換を図

予防的な

始めています。 年を経過し、 た多くの橋梁が建設以来40 とされています。 50年を超えています。 成長期に集中して整備され の更新の目安は一応、

よび長寿命化修繕計画に助 に対し、予防的な修繕、 お 総

た。 Ę 策は計られているのか。 が目立つ。 退している。 の発展の割りには農業が衰 高砂市に考えても工業 13年ぶりに40%を割っ ロリーベース) 日本の食料自給率 農地の利用改善 荒廃化した田 が 39 % 。 カ

> でしょうか。 近い将来、 民農園的な事業開催などは 行政側から積極的に市 考えられないの

橋梁の長寿命

答遊休農地は、 その解消に努めている。 地管理の一助とするなど、 する農家へ無償配布し、農 等の景観作物の種子を希望 も懸念をされている。 れない問題であり、 レンゲ、菜の花、コスモス 制度がある限りさけら 生産調整 荒廃化 現在、

県

近隣

事への機会の確保に取り組 どについて協議を進めて、 活用及び市民農園の増設な 権者と連携し、 農園の開設を推進しており、 んでいきたいと考えている。 農地の荒廃の防止、 今後も、兵庫県、 遊休農地の利用による市民 来からJAの協力のもと、 市民農園に関しては、 遊休農地の Ý 農業従 従 地



地域福祉の充実

## 地 域福祉 の充実

ほ

か

鈴木

利信

暴力団(エセ右翼・

エセ同和)と対決する市の姿勢

ほ

か

松本

均

り体制は。 護の現状把握や地域の見守 いう事件があった。 老夫婦が無理心中を図ると 11月末、曽根町におい Ź 介護疲れにより、 老老介

をし、民生委員、 要援護者への見守りを行っ 団体の皆様のご協力を得て 老人クラブなど地域の各種 を初め、自治会、婦人会、 把握できるものと思っている。 の中で、老老介護の側面は 答いが、 要援護者の調査 社会福祉協議会とも連携 ,現状把握はしてはいな を毎年行っており、そ 児童委員

# 多重債務と滞納処分

徴収法、地方税法等の 宣言をすべきでは。 滞納処分の統一基準と

戸訪問、納付相談を通じて、 いよう指導を行っている。 納付催告等、滞納にならな ている。 |規定の中で、手続等の 定の基準は定められ 滞納者について、臨

方税法に従い、 不履行となったものに 部署との連携体制は。 滞納状況の把握と横の 納付催告をしても納付 ついて、徴収法及び地 財産調査等

> 差し押さえ等の滞納処分を 見据えた対応をしている。 を行うなど、計画を立てて、

きたいと考えている。 制を構築して、対応してい も連携をとり、全庁的な体 口として、消費生活相談に ついては、市民相談係を窓 多重債務に対する相談に

## 11 特別支援教育の現状につ

況は。 個別指導計画の策定状

画を作成、活用している。 |式と方法等を提示し、 教育委員会において様 各学校で個別の指導計

応は。 指導困難なケースの対 個別の指導計画をもと

支援方法の工夫改善に努め ている。 ていく必要があると認識し )に、専門的な機関と連 携を図り、 支援体制や

配置事業の方針は。 スクー ルアシスタント

措置を検討するというよ 県からは、3年間の経

ネットいじめについて

うな連絡をいただいている。 過 答 事業の重要性を要望し、 県の特別支援教育課に

> と暴力行為の現状は 記名方式で調査した結

%で、中学生は71名、2・ の問いに「はい」と答えた 5%であった。 小学生は118名、4・1 |果、今、いじめで悩ん でいることがありますか

減少している状況である。 と、昨年度の34件と比較して 等については、11月末で7件 生徒の今年度の暴力行為 ネットいじめについて、

が現状である。 物を特定できないため、直 接の指導が行えていないの |中傷する書き込みを数 高砂市の現状と対策は。 件把握しているが、 ブログやホームページに

するとともに、教職員を対象 モラル教育を推進している。 クオフガイドを各学校に配布 にした研修会も実施し、情報 情報モラル指導実践キッ

望みたい。

した対決姿勢を取ることを

## 犯罪被害者支援

設置と研修を 犯罪被害者支援窓口の

がら、犯罪被害者の方々の 相談に適宜対応すべく体制 の強化を図っていきたい。 室を窓口として、 庁内企画総務部の危機管理 各部署と連携をとりな

高砂市のいじめの状況

る団体にも、 ウトロー集団のことである ての、無言の威圧感と恐怖 奈良などの事例のごとく、 主義や人権・同和を標榜す 有形無形の暴力を背景にし 暴力団と同様に、国粋 民の生活を脅かす、 暴力団とは善良なる市 大阪、京都、 ァ

や不当要求行為に、 組織を挙げて、アウトロー の感がある。今後、市には も腰が引けているかの弱腰 の大きな運動団体に対して り返す人物に対しても、声 態もある。これまで高砂市 では、悪質な不当要求を繰 得活動に暗躍するという実 感を相手に与えて、利権獲 毅然と

答 勇気を持った毅然とし て断固排除する考えである。 本年4月より発足した た態度で、市一丸となっ

答以下7名で編成をして 職務内容の説明を求める。 が、 その体制と、 人員については、室長 市の危機管理室である 担当する

> おり、 求 を配置しており、職員に対 務を担当している。 講師もお願いをしている。 しての不当要求対応研修の 兵庫県警本部の現職警察官 求者への対応に当たっては、 国民保護計画などの事 10月に加古川市で小学 防犯、 防災、 不当要 不当要

子どもたちを守るために、 る。この件に関連しては、 育長にお尋ねしたい。 指示指導がなされたのか教 各校園に対してどのような 悲惨な事件が起きてい

に自宅前で殺害されるとい

2年生女児が、何者か

**శ్ర** 車に乗らない、すぐに逃げ 認させている。 の家の場所を子供たちに確 るなど、指導を徹底してい 答者についていかない、不思 また、こども110番 不審

内各校園に捕り物道具の この議会の場において、 される事件が起き、 校にて、 以前、 児童が暴漢に殺傷 大阪池田市の小学 私は、 市

> を密にされて、子どもたち たい。 その効果大であると評価し すぐに実行されたことは、 市では私の提言を受けて、 をいただくよう提言をし ただきたい。 の安全確保に取り組んでい 察署に依頼しての防犯指導 *"*さすまた*"* 今後も警察との連携 の配備と、



平成19年12月19日

高砂市議会議長 今竹 大祐 様

市民病院経営改善対策特別委員会 委員長 福 元 昇

## 市民病院経営改善対策特別委員会報告書

本委員会は、「市民病院経営改善対策についての調査・研究・並びに進捗状況の把握」を主な目的として、平成18年12月定例会において設置され、平成19年1月17日に第1回の委員会を開催して以来、12月17日まで計14回にわたり、調査・審議を進めてきたところであるが、委員会において各委員から出された政策的判断を伴うような質問や意見に対しては、明確な答弁や方向性が示されなかった。さらには、12月末で循環器科常勤医師2名及び内科常勤医師1名の退職が判明し、市民の市民病院に対する不安、不信が増大し、病院の経営健全化はますます厳しい状況となった。

このようなことから、本委員会として、今までの調査・審議の内容を踏まえ、市民病院の経営改善対策に対する提言を取りまとめ、本委員会での審議を終えることとした。

本委員会は、6月に中間報告として、それまでの委員会審議の報告を行ったが、3月末で退職した院長の後任人事が6月21日まで決まらなかったこと等が影響し、健全化計画の策定は遅々として進まず、5月25日の第5回の委員会でやっと健全化計画の素案の素案が示されただけにとどまり十分な内容を報告するまでには至らなかった。

また、市長が病気療養のため、8月20日から不在という事態となり、健全化計画の策定スケジュールがさらに遅れることとなった。

今後も医師の確保が厳しい状況が予想されることや、地方公共団体財政健全化法及び病院健全化ガイドラインへの対応等を考えると、平成20年度の予算編成と同時に国・県の動向も踏まえ、市民病院としての位置付けを抜本的に検討する必要があると判断するものである。

高砂市民病院の経営改善対策に対する提言

## 1. 医師の確保について

医師の確保については、9月定例会で医師の給与改善が行われたところであるが、さらに、勤務医師の職場環境の待遇改善に努めること。

なお、採用に当たっては、目標を明確にした獲得計画を策定すること。

また、女性医師の確保のための環境整備についても積極的に研究し努めること。

## 2. 病床数、人員体制について

健全化計画での医師数は最大で42名となっており、今後も急激な医師数の増加が見込めないことから、医師数に見合った病床数の削減、診療科の見直し及び事務職員・薬剤師・看護師等の人員体制の見直しを図ること。

見直しにあたっては、病院の経営状況を判断する場合に用いる病床稼働率、医業収支比率、給与費 比率等の経営指標を明確にすること。

### 3. 一般会計からの財政支援方法の明確化について

一般会計からの特別繰入れは、悪化した市民病院の経営改善のためには十分な検討をせざるを得ない状況にあると認識するが、繰入額や繰入れ時期ならびに今後の不良債務の増加抑制策等の支援方法について市の方針を明確にし、早急に中期財政計画に具体的数値を示し、十分検討すべきである。

その支援方法は、地方公共団体財政健全化法及び総務省が検討している「病院健全化ガイドライン」への対応を踏まえたものであること。

また、一般会計等からの低利子あるいは無利子貸付による利子の軽減についても研究及び検討のこと

その他、市の学校からの給食調理員の受入れに対する職員給与の補てんも検討すること。

## 4. 病院事業管理者の選任について

現状では、院長が病院事業管理者の職務代理者として、その職務を行っているが、院長自身も診療 行為に従事しているため負担が大きく、経営改善に専念できる状況ではない。責任体制の明確化から も早急に病院事業管理者の選任に取組み、全職員が一丸となって経営改善に取組める体制整備に努め ること。

その人選については慎重な判断が必要となるが、病院事業管理経験者だけでなく民間の経営管理経験者又は市や県のOB等も対象とし、採用に当たっては公募などの手法も考慮すること。

また、選任された病院事業管理者には病院の予算編成、人事等法令上規定された権限を付与されたものであること。



5. 健全化計画の実施について

院内で行う健全化計画の実施状況の検証や進捗状況の管理に加え、有識者、医師会、県関係者やコ ンサル等外部を交えた協議会を設置し、定期的に検証、評価を行うことや、国のガイドラインにあるよ うに外部監査の導入実施も考慮すること。

6. 市民への定期的な公表、PRについて

市民の病院に対する信頼回復のためにも、病院の経営健全化計画および経営改善への取組み状況に ついては、市民へ定期的に市広報やホームページ等を用いて、実施内容や改善事例等について公表、P Rに努めること。

以上のとおり、本委員会として提言するものであるが、「高砂市民病院」はこれらの提言を受け、 公立病院としての経営が厳しさを増す中で、なおかつ医療内容の一層の充実が求められていることを直 視し、市民に信頼され、必要とされる病院となるためにも、安定した経営基盤を確立する必要がある。

そのためにも、全職員が当事者意識を持って目標期間内に健全化計画を実行し、従来からの経営改 善方策に加え、さまざまな見直しを行い、自立し安定した病院運営を目指さなければならない。

以上で、市民病院経営改善対策特別委員会の報告を終わるが、これで高砂市民病院の経営健全化が 確実なものとなったわけではない。

むしろこれから計画を実施していく上で発生するであろう事態への対応の方が、より難しくなる事 は容易に想像できるものであり、院長を先頭に全職員が一丸となって、さらなる院内の行革を行い経費 削減に努め、今後の経営改善に一層の努力を傾注されることを期待するものである。

最後になりましたが、委員会設置以来委員会の運営に十分でない事が多々ありましたにもかかわら ずご協力いただきました委員各位並びに、ご苦労をおかけした皆さんに心から感謝の意を表しますとと もに、今後、病院所管の常任委員会と議員の皆さんのさらなるご協力をお願いいたしまして、特別委員 会の報告を終わる。

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が 全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に負われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生して いる。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、 販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販 売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

よって、政府においては、クレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには消費者にとって安心・ 安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法を改正するとともに、下記事項についての措置を講じることを強 く要望する。

記

1 クレジット事業者の既払金返還責任 (無過失共同責任)

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事 業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとすること。

2 クレジット事業者の不適正与信防止義務

契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発 生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとすること。

3 過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反につい ては、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとすること。

4 契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。

5 原則として指定商品(権利・役務)制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリス トにより対応するものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 (平成19年) 12月19日

高 砂 市 議 会

## 医療費の総枠拡大に関する意見書

2006年6月の通常国会において医療制度改革関連法案が可決成立したところであるが、急激な少子高齢化現象が進むわが国において、医療制度改革は避けて通れない重要な課題である。

しかしながら、高齢者の増加が国民医療費を急騰させるという予測に基づき、高齢者の自己負担増や療養病床の大幅削減といった各種の医療費抑制策が打ち出され、また、医師不足の拡大や、新たな看護基準の導入によって看護職員が不足するなど、国民が安心して受けられる医療の提供体制に不安が強まっている。

日本の医療費は先進30カ国中21位で最低基準であり、こうした地域医療の危機を打開するためには、医療費の 総枠拡大が必要である。

よって、政府においては、国民すべてが等しく安心できる医療体制を確立するため、下記事項について強く要望する。

記

・地域医療に必要な医師、看護師を増やし、また患者負担を引き下げるために、先進国並みの医療費水準へ引き 上げる計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 (平成19年) 12月19日

高 砂 市 議 会

## 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔の機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されている。その結果として医療費を抑制する効果があることが兵庫県歯科医師会等で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し保険で歯科診療を受けにくくなっている。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、そのうえ歯科では現在普通に行われている、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは保険に取り入れられていない。

よって、政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 患者負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
- 3 安全で普及している歯科技術を保険診療に含めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 (平成19年) 12月19日

高 砂 市 議 会

## 道路の中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設である。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっている。

安全で安心できる暮らしの実現、また、地域格差の解消、地域の活性化を図るため、高砂市域においても道路 整備に対し住民から強い期待が寄せられている。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう下記事項を強く要望する。

詎

- 1 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・管理に必要な事業量を確保すること。
- 2 受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、全て道路整備を強力に推進するために充てること。
- 3 各地方で行われる道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も次の措置を講ずること。
  - (1) 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること。
  - (2) 地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 (平成19年) 12月19日

高 砂 市 議 会



高砂市議会議長 今竹 大祐 様 平成19年12月19日

高砂市議会決算特別委員会 委員長 鈴 木 利 信

## 決算特別委員会審查報告書(抜粋)

「経過」

付託年月日 平成19年9月21日

平成19年10月22日、29日、31日 審查年月日

11月5日、7日、9日、14日、19日、27日

### < 意見 >

我が国の景気は穏やかな回復傾向が続き、企業部門も好調であると言われている。政府においても、構造改革を加速・ 拡大し将来的に対応できる仕組みを作りあげるため、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にで きることは地方に」との方針の下、民間への業務の解放、規制緩和を着実に実施してきた。

国と地方の関係においても、政府は先の小さな政府論を具現化する政策として三位一体の改革を推進してきた。この 政策の一環で進められた国から地方への補助金・負担金の廃止縮減と地方交付税の見直し、一方、地方自治体の財源対 策として税源移譲を行い地方の自立を促すというものであったが、現実は補助金と地方交付税は大幅に削減されたもの の、税源移譲はその削減の全てを補うものではなく、財政難はさらに深刻化したという地方自治体の声が多く囁かれた。

このような地方自治体を取り巻く環境下において、平成18年6月に北海道夕張市の財政破綻という衝撃的な事態が発生 し、自治体関係者の間では第二、第三の夕張市が出現するのも時間の問題であるという指摘もあった。

本市においても例外ではなく、財政再建のため平成15年度から第3次行政改革を推進し、効果額においては当初の計 画額を上回る成果を達成し、危機的な財政状況は一時的に回避できたが、依然として厳しい状況が続いていることに変 わりはない。

特に市民病院の不良債務及び国民健康保険事業特別会計の実質収支の赤字また将来的には土地開発公社保有地の引き 取りなど財政面への負担要素が多くある。

しかしながら、事業の遅延理由の全てを財政問題に転嫁することは許されることではなく、如何なる状況下において も市民に安定した行政サービスを提供することは行政の責務であり、そのためには「さらなる改革」を推進しなければ ならない。

今後の改革の推進にあたっては、従来から実施してきた事業の見直し等によるカット方式はほぼ限界に達しており、 新たな取り組みとして、行政評価や人事評価制度を整備し、それを行政に反映させる仕組みを構築し、その中で特に職 員の意識改革を図ることが重要な要素ではないか。

また、従来の閉鎖的と言われている行政運営から積極的に情報を開示提供し、住民と議会と行政が問題意識を共有す ることも肝要である。

いずれにしても、常に効率的な行政運営を心がけ、本市の財政状況、今後の地方自治体を取り巻く社会経済情勢を的 確に予測すると共に、今後予定されている事業については、最小限の経費でその事業本来の目的を達成する手段を構築 し推進されることを強く要望する。

なお、今回の決算審査の特徴的事項として、前年度のフォローアップのみならず、16・17年度重複している指摘事項 のフォローアップ報告を求めたことや、18年度中の議会による指摘事項のフォローアップ報告を求めたこと。また滞納 問題については重点的取り組み、最終日には副市長、税・料等滞納整理対策会議の委員長に出席を求めて、高砂市の今 後の全体的な方針を確認したことが挙げられる。

### <全般的事項>

職員数については定員適正化計画に基づき正規職員を削減し、事務事業の見直しを行う等、効率的な事務執行に努 めているが、18年度において臨時職員等の賃金が全会計ベースで約5億円執行されている。各部署において正規職員 を精査し、人件費を削減した経緯を踏まえ、正規職員削減の効果を見出すためにも、臨時職員等の任用については再 度必要性を十分に検討し実施されたい。

管理職の削減については、市長のマニフェストにも掲げられており実施されつつあるが、より効果をあげるために も機構改革も含めて検討されたい。

滞納整理については従来から再三指摘をし、徴収について新たな対策を講ずるなど努力はされているが、市全体と して取り組みの一貫性が見受けられない。税料等滞納対策会議において種々協議は行っているが、単に情報交換の場 となっているのではないか。今、必要なことは全庁に亘る横断的な取り組み方針の確定と指示命令である。

悪質な滞納については毅然とした態度で対応できるように職員も細部に亘り検討を行い、財政運営の基本原則であ る「入るを量りて出ずるを制する」を念頭において一層の努力をされたい。

## <一般会計>

保育料の徴収体制については、私立保育園に委託するなど、徴収率の向上を目指して改善している。しかしながら、 一部悪質な滞納者も残されているのも現況としてある。

入所許可時に保育料を滞納されたときの対応を明確に説明するとともに、従来の収納方法に加え新たな手法の検討 も行い、さらに滞納対策を強化されたい。

#### 歳出

本市の懲戒処分にかかる停職期間は「高砂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」に1日以上1箇月以下と規 定されている。

他市では6箇月以下、1年以下と規定されているところもある。本市の場合、1箇月を超える停職に該当するものは、免職処分となり見方によれば厳しい対応と言えるが、条例の見直しを現在検討していることでもあり、以上のことも踏まえてより厳しい方向で十分検討されたい。

高齢者虐待、児童虐待、DV について、通報があれば状況を正確に把握し、緊急を要するものについては迅速に関係機関等と連絡をとり対応されたい。また、対応後も発生状況の分析を行い、再発防止のため継続的に見守りを続けられたい。

農地の無断転用件数が多い。18年度は29件の是正指導をされているが、今後も綿密な調査を実施し、違法な状態になっている土地については厳しく指導されたい。

市営住宅について、普通市営住宅495戸の内、168戸が空家となっている。新たな入居者の募集は行わないという方針ならば、管理面からも老朽化した家屋は解体処分すべきと考えるが、厳しい財政状況の中、財源確保の手法も含め検討されたい。

また、住宅の駐車場に関しても現況確認を実施し的確な管理を行われたい。

消防本部の緊急情報伝達指令システム整備工事及び消防用備品の購入に関し、特殊なものであることから高率で落札されている。本市の財政状況を踏まえ、他市の状況を調査し少しでも安く整備又は購入できるよう検討されたい。

### <特別会計>

### 下水道事業特別会計

雨水浸水対策について、平成19年3月の建設経済常任委員会でも指摘したが、雨水排水計画は広域的に検討すべきであり本市のみで解決できる問題ではない。県、加古川市等と積極的に協議し進められたい。

### 病院事業会計

病院管理者の設置については17年度決算委員会においても指摘しているが、職務代理者を設置することで法的な問題は無いとの回答を得ている。

しかし、現在の厳しい経営状況を医師等と一体となって打破するためにも、管理者の設置は必要と思われる。当局 は人材を求めているという回答ではあるが、積極的な対応をされたい。

このほか全会計で30項目を指摘した。

## 平成18年度決算認定について

・平成18年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市水道事業会計決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市工業用水道事業会計決算認定について	認	定
・平成18年度高砂市病院事業会計決算認定について	認	定

## 本会議・委員会は

## どなたでも傍聴できます。

次の定例会は3月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは443 - 9051 (議会事務局) までお問合せください。



教育委員会委員を任命するにつき同意いたしました。 高砂市米田町 吉田 美香